

令和5年

熊野町農業委員会

議事録

第2回

熊野町農業委員会

令和5年第2回 熊野町農業委員会

1. 開催日時 令和5年2月20日(月) 午前10時

2. 開催場所 役場3階 302・303会議室

3. 出席委員(9人)

委員	1番	庄賀 深雪
委員	2番	福垣内 信行
委員	3番	菅尾 寛治
委員	4番	井尻 隆雄
委員	5番	立花 宏保
委員	6番	木原 哲男
委員	7番	橋川 勝則
会長職務代理者	9番	原 恭博
会長	10番	中村 家隆

4. 欠席委員

委員	8番	空田 忠
----	----	------

5. 農地利用最適化推進委員

6. 議事録署名委員(2人)

委員	4番	井尻 隆雄
----	----	-------

委員	5番	立花 宏保
----	----	-------

7. 農業委員会事務局職員

事務局長	堀野 准
------	------

課長補佐	諏訪本 壮太
------	--------

会議の概要

議長	<p>ただいまの出席委員は、9名です。熊野町農業委員会会議規則第6条の規定による定足数に達していますので、ただ今から令和5年第2回熊野町農業委員会を開会します。会議規則第13条の議事録署名者2名について、こちらから指名します。</p> <p>4番 井尻委員、5番 立花委員を指名します。</p> <p>それでは、議事日程に従って審議に入ります。</p> <p>事務局より、議案の朗読をさせます。</p>
事務局	(議事日程 朗読)
議長	<p>お諮りします。</p> <p>日程第1、議案第4号「農地法第3条の規定による許可申請について」と日程第2、議案第5号「農地法第3条の規定による許可申請について」は、は、関連する内容となっておりますので、一括議題としたいと思いますが、ご異議はありませんか。</p>
議場	(全員：質問なし)
議長	<p>異議が無いようですので、</p> <p>日程第1、議案第4号「農地法第3条の規定による許可申請について」及び日程第2、議案第5号「農地法第3条の規定による許可申請について」は、一括議題とします。</p> <p>なお、当案件については、令和4年6月20日及び同年7月20日に開催した令和4年第5回、第6回農業委員会ですでに同様の内容を審議し、農地利用最適化推進委員の調査結果の報告及び補足説明についても説明済みで、その後の状況については事務局が確認済みでありますので、農地利用最適化推進委員による説明は省略することとし、本日は欠席頂いておりますのでご承知おきください。</p> <p>それでは、事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第4号及び議案第5号の農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。</p> <p>申請地は、出来庭地区にある〇〇〇〇〇の西側に位置する、田2筆でございます。現況は、2筆ともに耕作後であることを確認しました。</p>

	<p>議案第4号については、譲り渡し人である〇〇〇〇〇は、〇〇〇〇〇の土地の持ち分の一部、今回については6分の1を娘である〇〇〇〇〇に贈与、議案第5号については、〇〇〇〇〇の土地の持ち分の一部の20分の1を息子である〇〇〇〇〇に贈与するとのことで、実は昨年6月、7月にも今回と全く同じ持ち分を娘さん、息子さんへ譲り渡す手続きをされておられます。</p> <p>なお、議案第4号の〇〇〇〇〇については、〇〇〇〇〇の妻にあたる〇〇〇〇〇〇も持ち分を所有しており、3者の共有となっております。</p> <p>なぜこのような形で手続きが進められるのかということですが、譲り渡し人が、徐々に持ち分の一部をお譲りになることについては、現在は親子皆さんが一緒になって耕作されている中で、少しずつ子供へ農業経営を積んでいってもらい、将来的には農業経営を任せたいため、このような譲り渡し方法をとっているとのことでした。</p> <p>農地の下限面積については、権利を取得する者またはその世帯員等が耕作する農地の面積が1,000㎡を超えていることが要件ではありますが、今回の場合、両申請者は2親等以内の親族に該当するため、「世帯等」と扱い、1,000㎡以上の農地を所有していることとなるため、下限面積について問題はありません。農機具の保有状況については、〇〇〇〇〇が使用している農機具を利用していくため問題ないとのこと。農作業への常時従事日数についても申請書によると問題はありません。</p> <p>周辺農地や営農条件に支障を及ぼす恐れも無いと認められることから、申請内容に問題は無く、許可相当であると判断しております。</p> <p>以上です。</p>
議長	ありがとうございました。議案第4号、議案第5号について、何か質問はありませんか。
菅尾委員	所有権の一部を譲り渡されるということですが、生前贈与を徐々にしていくということですかね。少しだけ税金を納めていかれているということですかね。
事務局	そういうことだと思います。
原委員	あの辺りを歩いて思うのですが、あの水は大池の水ですかね。
事務局	そうであると思います。
議長	そのほかにございませんか。

議場	(全員：質問なし)
議長	<p>質問がないようですので、一件ずつお諮りします。</p> <p>日程第1、議案第4号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご異議はありませんか。</p>
議場	(全員：異議なし)
議長	<p>異議なしと認めます。よって、日程第1、議案第4号「農地法第3条の規定による許可申請について」は原案どおり承認することに決定しました。</p>
議長	<p>続いて、日程第2、議案第5号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご異議はありませんか。</p>
議場	(全員：異議なし)
議長	<p>異議なしと認めます。よって、日程第2、議案第5号「農地法第3条の規定による許可申請について」は、原案どおり承認することに決定しました。</p>
議長	<p>続いて、日程第3、議案第6号「熊野町農地等の利用の最適化の推進に関する指針について」を議題とします。</p> <p>事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第6号「熊野町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」案」についてご説明させていただきます。</p> <p>これまで最適化の指針の制定については、県内で熊野町が制定をしていない状況でありました。</p> <p>理由としては、P25の方に新旧対照表をお付けしておりますが、「農業委員会等に関する法律」の中で指針を定めることが、法律で義務化されたものではなく、努力規定であったことや、本町でいわゆる農地の最適化を推進することがなかなか難しいであろうと認識していたためであり、広島県や農業会議所からも指針を作成してもらいたいと要請はあったのですが、努力規定等であるとしてこれまで来たわけでありましたが、あとの第7号議案でもございますが「農業委員会等に関する法律」が一部改正され、令和5年4月1日から指針を定めることが義務化されることになりました。</p> <p>このため、令和5年4月1日時点では、改正法に対応した形で指針を定めて、施行できた状態にしておく必要がございましたので、令和4年12月末に県を通じて、法改正後の指針の参考例が示されましたので、これに基づき、事務局</p>

案を作成し、1月上旬に内部で決裁手続きを受けまして、いろいろ手を加えたため、決裁と同時に念のため広島県の方へも内容について照会し、確認を依頼したのですが、一転、県からは改正前の3月31日まで有効な現行法にもとづく指針をまず定めるよう指導があり、真っ赤に修正されたのが、20ページからの内容でございまして、こちらの修正内容は現行法に基づく形でございます。

そのため、今回、ご提案しているのは、あくまでも現行法の努力規定に基づく指針であり、赤字で県が修正する前の内容については、4月1日以降で法律が施行されたのちにあらためて、指針を改正することが必要となってまいります。

それでは、今回の指針の内容についてご説明させていただきますが、このような指針を制定する場合、国は農業委員会にやってもらいたいこと等を例示する必要があるため、通常、雛形を用意し、その内容に準じた形で市町は制定するのが従来からの手続きの常となっており、今回も全国農業会議所を通じて示されたところでございます。

ただし、指針で定めるとしても、目標や取り組みについて定めるわけですので、全く出来ないようなことを設定することにはいささか抵抗がございましたので、全国農業会議所が示した指針のとおりとはせず、本町における最適化の推進が困難な理由や現状を「第1 基本的な考え方」で記載したうえで、それぞれの取り組みについては、「……に努める」といったように努力規定と取り扱えるように記載を残せるようにさせていただきました。

そうは言いますが、結果的には、県が修正された形のとおりとなっておりますが、全体的なものといえば16ページからの「第1 基本的な考え方」として、町の現況等を記載し、指針に関する町の基本的な考え方を示しております。

16ページ下段からの「第2 具体的な目標、推進方法及び評価方法」では、目標設定をし、その達成のために行う活動内容等について記載しておりますが、このあたりの項目や内容は、あらかじめ国が示したものがそのままとなっております。

23ページからの(2)担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法や、3.新規参入の促進についてでも国が示したものが基本となっ

	<p>ております。本町での取り組みは特に新規参入の取り組みという点については、困難と思われる項目はあらかじめ削除していたのですが、県に加筆修正されてしまいました。</p> <p>事務局の考え方としては、基本的に農地は個人の資産でそれぞれの考え、思いもあり、そうした中で、どなたかへ貸しなさいといった形で、ただただ、最適化を推進するという事は、なかなか難しいものと思っております。そうは言いましても、まずは法律に基づき、指針により目標を定め、地域の農地集約の計画や担い手の発掘など、まずは出来そうな地域をさだめて、事務局も地元へ赴き、ある程度のまとまりが出来るようであれば、会合というか、集まりを持っていくなど、最適化の推進を進めて行くことについて、少しでも出来ればと思っております。そういう際には、皆様にも地域の集約といいますか、農地のまとまりを作っていくことについてご尽力いただきたいと思っております。</p> <p>この指針を定め、今後は令和7年3月までに地域計画を作っていくということについて、考え方としては以上でございます。</p> <p>ご質問や、ご意見などが伺えればと思います。</p>
議長	<p>ありがとうございました。当案件について、全国的なものがあるという中で熊野町に合った形で作成してきておりましたが、全体的に県内の市町が同じ内容のものとなってきておりますので、熊野町だけが違う形でというのは難しいということだと思います。</p> <p>そういう点を含め、先ほど話がありましたように熊野町では出来ないようなこともあると思うのですが熊野町農業委員会としてP16からP19までの内容で定めて、出来るだけこの方向でしていかなければならないということですが、この件について何か質問はありましたらお願いします。</p>
菅尾委員	<p>指針を作らざるを得ないという状況になってきたということですね。</p>
事務局	<p>今、現状では23市町のうち農業委員会が無いところを除いて、すべての市町が策定しております。これが4月以降はこれを作るということが必須ということで作らざるを得ないということです。</p>
菅尾委員	<p>ですから、それ以前に作っておくということですね。</p>
事務局	<p>それ以前に作っておきなさいという指導があり、4月1日に法が施行されるので、もう1度作り直しなさいということになっております。</p> <p>あくまでも今作ろうとしているのは、現行法に基づくものであって、例え</p>

	<p>ば人・農地プランというものがあり、4月1日からは地域計画に代わるのですが、今作ろうとしているのはまだ人・農地プランが記載されたものを作ろうとしております。3月31日までの努力規定でうたわれているものを作ろうとしているということです。</p>
菅尾委員	<p>4月からはもっと厳しくなるのですか。</p>
事務局	<p>本当をいうと熊野町版を作りたいのですが、なかなか上級官庁もうんと言ってくれないような状況がありますが、4月以降のときには、また出来ること、出来ないことがあると思いますので、いろいろと書き添えて協議してみようと思っております。</p>
菅尾委員	<p>今は、言葉を柔らかくして上級官庁の意向に沿うような形をとっておるといことですね。</p>
事務局	<p>まずは現行法に沿った指針を作りましょうと。4月以降は、施行後の新しいものについて作りましょうと。言葉の柔らかさというか、標準的なもので作ってくださいというのが県の考え方ですね。</p>
庄賀委員	<p>先ほどの人・農地プランと地域計画というのはどうなるのですか。</p>
事務局	<p>法律が変わり、言葉も無くなってしまいます。</p> <p>一回戦、現行法に基づき指針を策定しておきなさいというのが助言というか指導でこのあと4月に入ったら変更をかけていきなさいというものです。</p>
菅尾委員	<p>改定をする中ではもっと厳しいものになるのですか。</p>
事務局	<p>大きい枠でよかったものが小さい枠で作るようになり、自治会単位で良かったものが集落、班の単位という形で考えていきなさいというものは出てくると思います。ただ、中身については、担い手とか出てくるので、例えば、これまで熊野町がやってきた圃場整備であるとかはいろいろあつて駄目になりましたし、認定農業者もうまくいけばよかったのですが、うまく行かなかつたですし、そういったものが本来ならば段階的に作り上げているべきところが無い状態で、今の状態ですと農地も個々が守っていく状態になるということになるので、法律で定めたことを出来るように計画を作ってしまうと皆さんが大変になるし、事務局もいざ説明をしなさいという場面になったとしても説明しにくいということになってくると思います。</p>
菅尾委員	<p>国はそっちへ持っていきたいのでしょうかね。</p>

事務局	<p>そうですが、それは土地改良区であったり、集落法人があつたりすれば動きが全然違うのですが、それまでの階段を踏めてないので、ちょっとずつでも進めようと思えば、モデル的に集落を選ばせてもらって、そこから波及できないかといったことしか考えられないかなと、これは私自身の考えですけどそういうように考えています。</p>
菅尾委員	<p>それをやって第一歩を踏み出したいということですね。</p>
事務局	<p>そうやって、何らかヒントがあれば波及できないかなと思っています。</p> <p>恐らく、一挙に全部の地域をやろうとしたら、それは出来ないと思っていますので、そういったことを踏まえて考えていきたいと思っています。</p> <p>こうした前提に一つのこの計画があるという状態ですね。</p> <p>逆にどう進めれば良いですかという感じですね。</p>
菅尾委員	<p>市街化区域と調整区域との問題もあるだろうし。</p>
事務局	<p>この計画はですね、令和7年3月までに全ての調整区域で地図を作りなさいというものなんですよ。市街化区域は違うのですけれども。</p> <p>ただ、これまで人・農地プランというのはどこで作ってもよかった、作っても作らなくても良かった。熊野町は平成26年頃から作ろうして、地元の方へ入って行って、ある企業を中心に作ろうとしたのですが、プランの作り方も悪く土地を分散して借りたこともあって、経営がうまくいかなくなって駄目になってしまったということがありました。</p> <p>今後は、市街化調整区域については必須になるというものになります。ただ、先ほど事務局長が申しましたように、全部の地域へいきなり、しかもどういう単位で作るかというものもあるわけですよ。平谷地区で一つの地図を作って、誰に預けましょうというのは、大きすぎて話が出来ないと思うのですよね。では、どういう単位で作るのかということですが、まずそういう小さな単位でも、こうして農地を集めていく計画が一つ出来たら、それが優良モデルになって、よその地区でもこうしてみようというものが出来ないものかということを思っております。</p>
菅尾委員	<p>難しいね。</p>
事務局	<p>そう思います。やはり、先ほども申しましたが、農地は個人の資産であり、財産なんですよね。それをこうしてみませんかというのも非常に難しい話だと思っております。</p>

菅尾委員	農業が出来なくなるので、誰かが受けて預けますよというのならば簡単なのでしょうがね。これを受けてくれる人がまた居らんですよね。
事務局	そうなんですよね。
議長	<p>法人化ですかね。あのような形にならないとクリアできないかもしれませんね。今回の分も23市町で熊野町だけが努力義務ということで作ってなかったというのがあって、まずスタートを切らねばならないということですが、書いてあることが現実的に出来ないんですよね。それを無理して作っても実際に出来ないじゃないですか。だから努力義務ということで作らずに来た経緯があると。だけど、ベースを作って来年4月1日以降にそれなりの動きをしなければならぬという中で、熊野町農業委員会として今回の分をまず報告せねばならないということで、それで審議してもらっているところです。</p> <p>そして、次の段階として今、話が出ておったようにモデル地域を作って、現実にやっていくと、そのためにはどういうアクションを起こしたらよいか審議していかなければならないと思っています。</p> <p>許可を頂いてスタートを切るということです。来年度以降も指示があったら、それに基づいて考えていきたいと思います。</p>
議場	(その他多数の者から発言あり。)
議長	<p>今、熊野町の実態を見ましたら、区画整理も出来ていませんよね。そういう中で今年からA, B, Cという枠を作って、そのとおりに固めて考えていきなさいということが研修会なんかでも出ておりますけども、それが熊野町で出来るのかなと言うと地域性もありますよね。それだから、そこへ一気に持っていきませんが、まず指針というものが無いというのが大きな遅れなんですよね。だから同じように足並みを揃えないとスタートを切ることが出来ませんので、まずということです。</p> <p>事務局から説明があったP16からP19までですかね。この内容でスタートを切るということについて、これはもう少し考えた方が良くないかという点があれば、指摘してもらいたいと思います。</p>
菅尾委員	23市町といたら海田等も入っておるんですか。
事務局	すみません。農業委員会の設置が無いところは含まれておりません。そういう意味では違っております。

菅尾委員	海田町等は無いですか。
事務局	はい。ございません。坂町、府中町も農業委員会が無いのでございません。
菅尾委員	そういう農地を大きく出来る素地があるところは良いですけども、熊野は本当に中途半端ですよ。
議場	(その他多数の者から発言あり。)
菅尾委員	板挟みにあってね。
議場	(その他多数の者から発言あり。)
事務局	一つは、今回、議案に出させて頂いているものは、現行法に基づいて、準則というか示されたものが基本となっておりますので、これを一回戦、審議頂いて、来年度は新しい法律が施行されますので、ここでもう一遍、叩いてもらえればと思うのですが、いかがでしょうか。
議長	その他に質問はないですかね。
議場	(全員：質問なし)
議長	質問がないようですので、お諮りします。 日程第3、議案第6号「熊野町農地等の利用の最適化の推進に関する指針について」ご異議はありますか。
議場	(全員：異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、日程第3、議案第6号「熊野町農地等の利用の最適化の推進に関する指針について」は、原案どおり承認することに決定しました。
議長	続いて、日程第4、議案第7号「熊野町農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則の一部改正について」を議題とします。 事務局から議案の説明をお願いします。
事務局	熊野町農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則の一部を改正する議案について、ご説明します。 この選任規則は、「農地利用最適化推進委員」を選任するにあたり、国が定めた「農業委員会等に関する法律」、「農業委員会等に関する法律施行規則」に規定されているもの以外の、詳細な選考手続きを熊野町農業委員会として、平成29年3月に定めたものでございます。

	<p>この度の改正につきましては、新旧対照表をご覧頂いたらと思いますが、規則第5条に規定する推進委員の推薦及び応募手続を行うにあたり、応募期間が「28日」と定められているため、起算日及び終算日が休日とならぬように柔軟な対応が可能となるよう、国が定める「おおむね1月」に改めようとするものでございます。</p> <p>なお、“おおむね”の解釈としては、国の通知によると「24日以上」というのが示されているところですが、実際のこれからの運用としては「1月」は、これを「30日」とみなし、たとえば終算日が休日となるような場合は、期間を短縮したりと30日の範囲内で柔軟な対応が取れるようにしたいと考えております。</p> <p>以上が、今回の一部改正の内容でございます。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	ありがとうございました。当案件について、何か質問はありませんか。
議場	(全員：質問なし)
議長	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>日程第4、議案第7号「熊野町農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則の一部改正について」ご異議はありませんか。</p>
議場	(全員：異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、日程第4、議案第7号「熊野町農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則の一部改正について」は、原案どおり承認することに決定しました。
議長	<p>続いて、日程第5、議案第8号「非農地判断について」を議題とします。</p> <p>事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第8号の非農地判断について、説明いたします。</p> <p>農業委員会は、毎年夏から秋にかけて委員の皆様に実施していただいている利用状況調査の内容をもとに、事務局で再確認させて頂いておまして、農地の現況が農地法で定める農地に該当しない農地は、非農地判断を行うこととしております。</p> <p>「①その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」「②①以外の場合であって、その土地の周囲</p>

の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合」です。

全国的に荒廃農地は増加傾向であり、熊野町内においても年々、町内全域で荒廃農地は増加傾向にあり、農業委員会の事務的的確な執行のため、農地でないものについては、農地台帳からの削除を行うなどして、農地台帳の整理が国や県からも求められているところです。

熊野町においては、昨年度から、毎年度、地区を定めて非農地判断を実施していくこととしており、今年度調査対象地区については、呉地地区と出来庭地区を対象としました。

担当委員に判断して頂いた、利用状況調査の結果及び、その判断を基に令和4年12月に農業委員会事務局によって現地確認を再度、実施しました。基本的には調査地図の中で、Bとあるものについて、それらを1筆ずつ、全筆回ったというのが再調査の内容となるのですが、実際、行ってみると明らかに農地だったりするようなものもありまして、大分減ってはいるのですが、今回、32ページのとおり、20筆を現況非農地であると特定しました。

32ページは、調査した時の現況写真の一覧となっております。

これらの土地は、さきほど申しましたように一定期間の間、耕作されたような状況が確認できず、現況は雑木があり、農地の復旧は困難であると判断しました。

この度の総会で承認を得た場合は、所有者及び県や法務局等の関係機関に対しても農地ではない旨の通知をするとともに、農地台帳からの削除を行います。農地台帳から削除することにより、これら20筆については今後、農地法の手続きは不要となります。基本的にそうした地目は、原野になるものと想定しております。

また、非農地通知を受け取った所有者は、この非農地通知により、本人による法務局の手続きにおいて地目変更が可能となります。

この件と連動して、呉地、出来庭地区で違反転用が判明した農地については、事務局から違反転用の是正指導のため通知を行う考えであります。

全体では、12筆6名が対象でしたが、すでに指導対応しているもの、先々月だったと思いますが、北部農道沿いの農地で盛り土がされているということでご報告をさせて頂きましたが、その関係者が含まれており、すでに幾度も是

	<p>正指導を行っているため、今回の是正通知の対象からは外し、対象は7筆4名へ違反転用をしているということで、是正の通知を行う予定でございます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>ありがとうございました。当案件について、何か質問はありませんか。</p>
菅尾委員	<p>法務局の方としては、地目は田で、現状は原野という形になるのですか。</p>
事務局	<p>地目自体を農地から変えるということです。</p> <p>農地じゃありませんよということを農業委員会が本人に通知します。それを持って法務局に行ったら地目変更が出来るという一枚の通知です。</p> <p>あとは、現状がどうかという法務局の判断が必要だと思いますけれども。</p> <p>事務局としても、法務局の方へ非農地通知を行いましたという文書を送ります。本人にも法務局へも通知するというものです。</p>
議場	<p>(その他多数の者から発言あり。)</p>
事務局	<p>最後にはやっぱり農地にしてもらいたいという人もいるかもしれませんが、そうすると農業委員会は現地を確認し、農地であればそれを受けようと考えておりますので、揉めることは全くないと考えております。</p>
菅尾委員	<p>違反転用の7筆4名というのは、具体的にはどのようなことをしておるんですか。</p>
事務局	<p>例えば、駐車場にしていたりとか、駐車場への道にしていたりとか。進入路としてですね。それから、資材置場というのもございました。</p>
菅尾委員	<p>許可を受けずにそういうことをされているということですね。</p>
事務局	<p>たいていの方は、転用手続きが必要という認識が無いんだと思います。</p> <p>是正指導としては、追認という形が適当かはありますけれども、改めて申請手続きをするようにという形を、是正通知の中でお願いしたいと思っております。</p>
議長	<p>その他に質問はございませんでしょうかね。</p>
議場	<p>(全員：質問なし)</p>
議長	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>日程第5、議案第8号「非農地判断について」ご異議はありませんか。</p>
議場	<p>(全員：異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって、日程第5、議案第8号「非農地判断について」</p>

	は、原案どおり承認することに決定しました。
議長	続いて、日程第6 報告第2号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について」事務局から報告をお願いします。
事務局	<p>熊野町農業委員会事務局規程第7条第2項に基づき、令和5年1月に専決処分した届出書の受理について、同規程第8条に基づき、報告します。</p> <p>報告第1号、農地法第5条第1項第7号の規定による届出については、議案67ページ以降のとおり、出来庭3件、萩原1件の計4件です。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>以上で本日の日程はすべて終了しました。</p> <p>引き続き、事務局から事務連絡をお願いします。</p>
事務局	(事務連絡)
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次回の農業委員会は3月20日(月)に開催予定です。</p> <p>議案については3月10日(金)以降に事務局から送付予定です。</p> <p>以上をもちまして、令和5年第2回熊野町農業委員会を閉会します。</p>